

令和4年3月16日戸田市児童福祉審議会議事録

会議の名称	令和3年度第2回戸田市児童福祉審議会
開催日時	令和4年3月16日(水) 午後2時~
開催場所	市役所5階 大会議室
会長等氏名	会長 吉川 博文 副会長 永塚 博之
出席者氏名 (委員)	宮澤 浩二 永塚 博之 吉川 博文 長林 美穂 日山 秀利 米倉 裕子 鈴木 薫 春沢 典子 田中 庸介 伊藤 愛美 武藤 亜津子
欠席者氏名 (委員)	細田 義和 庄司 正樹 佐野 裕美子
事務局	松山部長 梶山参事 石橋課長 中沢課長 太田課長 田村課長 岡本課長 工藤主幹 大原主幹 佐藤主幹 尾里主幹 片桐主任 高畑主事
議 題	(1) 学童保育室における待機児童対策について
報 告	(1) 令和4年4月戸田市内保育園・学童保育室における申請状況について (2) 令和4年度における新規事業について
会議結果	原案、承認
会議経過	別添のとおり
会議資料	令和3年度第2回戸田市児童福祉審議会会議次第 1 学童保育室における待機児童対策について 2 令和4年4月戸田市内保育園・学童保育室における申請状況について 3 令和4年度における新規事業について
議事録確定	令和4年3月30日 会長

発言者	発言・議題内容・決定事項
事務局	<p><b>【 議題 1 】学童保育室における待機児童対策について</b>            &lt;事務局より説明&gt;            新曽小学校児童数の増加に伴い、第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画書 P64【放課後児童健全育成事業】の令和5年度・令和6年度の量の見込及び確保提供量の数値を12人ずつ増やす変更を行う。            また今後の待機児童対策として、公立学童保育室の定員増の改築等の検討、民間学童保育室の誘致を並行して進めていく。</p>
委員	<p><b>【 質疑 1 】</b>            異議なし</p>
事務局	<p><b>【 その他（報告案件1） 】令和4年4月戸田市内保育園・学童保育室における申請状況について</b>            ○市内保育園            一次利用申込については令和3年11月26日から12月6日まで受付を実施し、結果は資料のとおり。二次利用申込は令和4年1月4日から令和4年2月10日まで受付を実施し、結果は資料のとおり。            ○市内学童保育室            入室申請児童数・内定数共に令和3年度に比べて令和4年度は減少。しかし、埼京線の駅に近い芦原小学校及び戸田南小学校の保育需要が増加したため保留待機児童数は増加している。</p>
委員	<p><b>【 質問（報告案件1） 】</b>            保留児童数の内訳を教えてください。</p>
事務局	<p>一次利用申込の保留児童数62名の内訳は、0歳児が12名、1歳児が35名、2歳児が13名、3歳児が2名、4・5歳児が0名。</p>
委員	<p>単純に保育園の空き状況を考えても人数的には入れるように思うが、保留児童が出ているのは地域性などが関係しているのか。</p>
事務局	<p>地域的な理由で空きが発生している場合や、兄弟で同じ園に入れたいという希望があるがその園の空きがなくお待ちいただいている場合などがあり、結果的に保留児童が発生している。</p>
委員	<p>資料だけを見ると保育園が足りないような印象を受けるが、保育園を増設しなければならないということか。</p>

事務局	<p>保護者の希望と園の定員の関係でどうしても保留となってしまう児童は発生するが、すなわち保育園を増設しなければならないとは考えていない。空き状況については、地域的な問題や保護者の希望等が関係しているため、そういったニーズを踏まえて検討していきたい。</p>
事務局	<p><b>【 その他（報告案件2）】 来年度の新規事業について</b></p> <p><b>（１）医療費助成制度の県内現物給付化について（こども家庭支援室）</b>      &lt;事務局より説明&gt;      「こども医療費」及び「ひとり親家庭等医療費」における現物給付対象医療機関の範囲を戸田・蕨市内から埼玉県内全域に拡大する。こども医療費については令和4年10月診療分、ひとり親家庭等医療費については令和5年1月診療分から改正する。</p>
事務局	<p><b>（２）保育所等における医療的ケア児への支援事業について（保育幼稚園課）</b>      &lt;事務局より説明&gt;      令和3年9月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことに伴い、本市でも令和4年4月から医療的ケア児の受け入れを実施する。人材確保や環境整備、総合的な仕組みづくり等、関係機関と連携を図って支援を行っていく。</p>
事務局	<p><b>（３）成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の戸田市成人式について（児童青少年課）</b>      &lt;事務局より説明&gt;      成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを規定する民法改正が令和4年4月1日に施行される。本市では、大人になったことを祝う成人式の対象年齢を20歳として今後も開催していく。また、式典の名称を検討していく。</p>
事務局	<p><b>（４）産婦健康診査事業及び産後ケア事業について（福祉保健センター）</b>      &lt;事務局より説明&gt;      産後のうつ予防や新生児への虐待予防の防止を図るため、産後間もない時期の健診費用を助成する産婦健康診査事業を実施。      また、心身の不調や育児不安があるものの家族などから十分な支援が受けられない母子を対象に、助産師が居宅へ訪問して身体的・心理的</p>

